

介護職員等ベースアップ等支援加算給与規定

(総則)

第1条 この規程は、介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月より施行)に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善にともなう介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員等ベースアップ等支援加算額支給対象者は、加算算定対象サービスに従事する職員で週18時間以上勤務者とする。

(介護職員等ベースアップ等支援加算額の支給について)

第3条 毎年4月1日を起算日とし別表1に応じて個人ごとに給付割合を算定し、人事考課により再区分する。

(支給区分、評価、支給額の見直し)

第4条 基準日より4ヶ月毎に加算額の収入額を参考に再度給対象職員の区分評価を見直し、支給額を算定する。

(中途採用者の区分)

第5条 中途採用者が前職を含めた勤続期間での区分決定を希望する場合は前職の在籍証明等を提出しなければならない

(支給期間)

第6条 介護職員等ベースアップ等支援加算額の支給期間は、介護職員等ベースアップ等支援加算制度の実施期間とする。

(支給日)

第7条 介護職員等ベースアップ等支援加算額は給与支給日に手当と又は一時金として支給する。

2. 介護職員パートタイム時給者は手当ではなく時給として20円支給する。

(欠勤、休業者等)

第8条 欠勤控除、遅早控除、休業、休職は通常の手当と同じ扱いとする。他この規定にない場合も同じ扱いとする。

(職員への周知)

第 8 条 介護職員等ベースアップ等支援加算額支給対象者に、説明を実施し周知を図る。

別表1

区分	A経験・技能のある介護職員	B その他の介護職員	C 介護職員以外の職員
条件	常勤 介護福祉士 勤続 10 年以上(他の事業所と の経験年数合算者は A-1 不可)	A 以外の常勤介護職員	介護職員以外の常勤職 員 (年収 440 万以上の職員 は対象外)
評価	A-1、A-2	B-1、B-2	C-1、C-2

1. 加算算定非対象サービス専従従事者は対象外

(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定
(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

2. 常勤者で育児休業取得後の短時間勤務は勤務時間で按分した手当金を支給する。

参考 4 年度 9 月 16 日(起算日) 介護福祉士合格者は届出締日翌月分から支給

A-1 8,000 10 年以上勤務 介護福祉士

A-2 8,000 他社合算 10 年以上勤務 介護福祉士

B-1 7,000 10 年未満勤務 介護福祉士

B-2 7,000 10 年未満勤務 介護職員

C-1 4,000 介護職員以外の職員 正職 月給常勤

C-2 3,000 介護職員以外の職員 常勤

介護職員パートタイム時給者は時給として 20 円支給する。

(付則) 令和元年 10 月 1 日施行

令和 2 年 9 月 16 日改定

令和 3 年 10 月 16 日改定

令和 4 年 9 月 16 日改定

令和 4 年 9 月 27 日改定